

(VI-27) JR東日本建設工事におけるVE契約の試行について

JR東日本 東京工事事務所 正会員 林 和之

JR東日本 東京工事事務所 正会員 野尻 洋一

JR東日本 東京工事事務所 正会員 小西 英生

1. はじめに

VE (Value Engineering 価値工学) とは、管理技術の一つであり目的指向・機能本位の考え方で価値向上を目指す活動である。

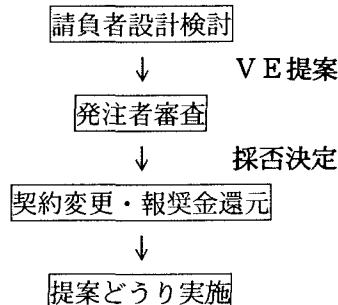
当社で行っているVEは、社員によるインハウスVEと工事契約後に請負者から提案を受け付けるVE契約の2種類を実施しているが、ここではVE契約について紹介する。

2. VE提案制度とは

VEの目的指向の考え方を基本とした改善提案を奨励する制度が「VE提案制度」であり、具体的には次のような仕組みになっている。

請負者（提案者）は、設計内容の機能や品質を低下させずに工事費低減を可能にする検討を行い、その成果を提案する。発注者は、その提案内容を技術性、経済性、工程面について審査し採否の決定を行う。採用されたVE提案については設計変更により契約変更を行い、実施に移していく。また、この低減額はあらかじめ定めた還元率で発注者と請負者に配分され、請負者には「VE報奨金」として還元する。

提案から実施までのフロー



なお、VE提案は次の条件を備えていることが前提となる。

●VE提案の具備条件

- ①原設計の機能を一切低下させないこと。
- ②原設計内容と変更内容の違いを明示していること。
- ③変更提案による工事費低減額を明確にすること。
- ④変更提案について性能および品質上の保証ができること。

キーワード：VE、コストダウン

連絡先：(東京都渋谷区代々木2-2-6・電話 03-3379-4637・FAX03-3372-7980)

3. VE契約の試行

【VE契約の種類】

VE契約の形態	提案時期	契約方式の内容
VE提案付入札	入札時	・原設計に対し入札者がVE検討を行いVE提案し採用された提案を盛り込んだ金額で契約する。
VE提案付契約	契約時	・原設計に対し入札を行い落札者を決めた後VE提案を受け採用された提案を盛り込んだ金額で契約する。請負者には低減額に応じた額を報奨として還元する。
VE奨励条項付契約	契約後	・契約時の設計図書をもとに請負者がVE検討しVE提案を行う。請負者には低減額に応じた額を報奨として還元する。

現在、当社の発注する建設工事は価格協議による随意契約を基本としている。この契約方式は請負会社の技術力、施工に伴うノウハウを積極的に取り入れ効率的に業務を行うとともに、より一層のコストダウンを図ることを目的として実施している。

さらに工事費低減および業務の効率化を目指し、元請負会社・専門会社双方と価格協議を行う統轄管理方式による請負契約、技術提案を含めたコンベ方式による請負契約も試行してきた。

これらの契約方式を活用しつつ、契約後も請負会社の技術力、施工ノウハウを活用しコストダウンを図ることを目的として「VE契約」を試行することとした。

4. 当社におけるVE契約（試行）フロー

VE契約は、基本の請負契約締結後あらためて「VE奨励契約」を締結することにした。

VE契約（試行）フロー

- ①VE契約の時期：請負契約締結後別途「VE奨励契約」を締結する。
- ②VE提案書の提出：VE奨励契約後随時とする。
- ③VE提案の審査：提案受理後速やかに審査委員会を開催し採否を決定する。
- ④VE提案の採用：採否結果は文書で提案者に通知する。
- ⑤VE提案の契約変更：設計変更で処理する。
- ⑥低減額に対する報奨：「採用VE報奨額」として別工種で処理する。

5. おわりに

当社のVE契約試行は平成6年度から実施しており、東京工事事務所のVE提案年度別実績は次のようになっている。

【VE提案年度別実績】

年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
VE提案採用数	6件	5件	5件	6件

今後は、さらにVE契約件数を拡大し、より大きな成果を上げていきたいと考えている。

以上